

徳島県公共事業環境配慮指針

ガイドブック

平成16年9月
徳島県県土整備部

徳島県公共事業環境配慮指針 ガイドブック

平成 16 年 9 月

徳島県県土整備部

徳島県公共事業環境配慮指針 ガイドブック

< 目 次 >

1 本書の目的・位置づけ	2
2 環境配慮における重要項目	4
2. 1 徳島県及び地元市町村の環境基本計画等の内容の反映	4
2. 2 国、県及び市町村の環境に関する法規制の確認	7
2. 3 事業地域の「とくしまビオトープ・プラン」における位置づけの確認	10
2. 4 希少野生動植物の有無の把握	12
2. 5 地域の歴史、文化などの把握	19
2. 6 環境配慮の目標設定	20
2. 7 環境保全措置（ミティゲーション）の順位・内容の検討	21
2. 8 近接事業間の連携	24
2. 9 県民、NGO・NPO及び専門家との協働	25
2. 10 建設リサイクル等の推進	27
3 事業種別の環境配慮の考え方	34
◆対象事業の種類	34
3. 1 道路事業	35
3. 2 河川事業、ダム・堰	38
3. 3 砂防・治山事業	42
3. 4 港湾・漁港・公有水面の埋立、海岸事業	46
3. 5 下水道事業	50
3. 6 レクリエーション施設	54
3. 7 土地区画整理事業・新都市基盤整備事業	58
3. 8 住宅・建築事業	60
3. 9 施工段階における環境配慮の考え方（全事業種共通）	63
3. 10 環境影響及び環境保全措置の例	65
① 道路事業	67
② -1 河川事業	69
② -2 ダム・堰	71
③ 砂防・治山事業	73
④ -1 港湾・漁港・公有水面の埋立	75
④ -2 海岸事業	77
⑤ 下水道事業	79
⑥ レクリエーション施設	81
⑦ 土地区画整理事業・新都市基盤整備事業	83
⑧ 住宅・建築事業	85
⑨ 施工段階	87

4 環境要素ごとの環境配慮のあり方	90
◆環境配慮手法シートの見方（表記例）	91
4.1 大気環境	92
4.1.1 大気質の保全	92
4.1.2 騒音・振動の抑制	95
4.1.3 臭気対策	99
4.2 水環境	100
4.2.1 水循環の保全	100
4.2.2 水質の保全	105
4.2.3 水資源の有効活用	123
4.3 地形・地質等	124
4.3.1 地形・地質の保全	124
4.3.2 適切な土砂移動の確保	133
4.3.3 日照障害の防止	139
4.4 生物多様性	140
4.4.1 ビオトープの規模・質の保全	140
4.4.2 希少野生動植物の生息・生育地の保全	179
4.4.3 エコトーンの保全	182
4.4.4 人の利用と野生動植物保護との調和	190
4.4.5 野生動物の移動経路の保全	195
4.4.6 移動経路としての水辺の連続性の保全	208
4.4.7 照明による野生動物への悪影響の回避等	220
4.4.8 在来種による植栽等	226
4.5 景観	243
4.5.1 良好な景観の保全	243
4.5.2 新たな景観の創出	263
4.6 自然とのふれあい	264
4.6.1 自然とのふれあいの場の保全・確保	264
4.7 文化財	277
4.7.1 文化財の保全	277
4.8 廃棄物・温室効果ガス等	280
4.8.1 資源の有効活用	280
4.8.2 建設副産物の発生抑制	286
4.8.3 省エネルギー	298
5 環境関連情報リスト	302
5.1 参考書籍等	302
5.2 関係法令等	306

環境配慮手法シートの索引

1 本書の目的・位置づけ



1 本書の目的・位置づけ

「徳島県公共事業環境配慮指針」は、国の「環境基本法」、「環境基本計画」はもとより、徳島県の「徳島県環境基本条例」、「徳島県環境影響評価条例」、「徳島県環境基本計画」、「とくしまビオトープ・プラン 第2版」等に基づき、地域の特性や事業の目的・条件を考慮しつつ、公共事業において環境配慮を推進していく。

2 環境配慮における重要項目



2 環境配慮における重要項目

「指針」の「4.3 環境配慮における重要項目」では、環境に配慮した事業を推進していくうえで、各事業実施者が先ず重視する必要がある項目を「環境配慮における重要項目」として10項目ピックアップしている。公共事業の実施者に共通した基本的な考え方として指針に掲げられた10の「環境配慮における重要項目」の具体的な内容は、以下のとおりである。

2.1 徳島県及び地元市町村の環境基本計画等の内容の反映

徳島県環境基本計画及び地元市町村の環境基本計画等に掲げられている目標・施策等を把握し、それぞれの目標・施策等と当該事業とのかかわりのなかから考えられる環境配慮事項を明らかにし、対応を図る。

(1) 環境基本計画

公共事業において、環境配慮を推進していくための第一ステップとして、徳島県及び事業が行われる地元市町村の「環境基本計画」の内容について把握することが重要である。

環境基本計画とは、環境基本条例に基づき、当該自治体の環境の保全・創造に関する総合的・長期的な施策の大綱などを定めた計画である。本県では、徳島県環境基本条例に基づき、平成16年3月に徳島県環境基本計画が策定された。県内市町村及び四国各県における環境基本計画の策定状況は、以下のとおりである。

環境基本計画では、環境の現状・特性と課題及び将来に向けて目指すべき環境像が明示されているほか、分野別の方針などが掲げられており、事前に事業地域及び事業内容に係わる項目を十分にチェックしておくことが重要と考えられる。また、自治体によって異なるが、実施施策や達成目標、地域別の方針などを掲げているところもあるので、そういった内容についても、あわせて把握しておくことが望ましい。

表 2-1 徳島県に係る環境基本計画の策定状況

策定主体		計画の名称	策定年
国		環境基本計画	平成12年（改訂）
徳島県	徳島県	徳島県環境基本計画	平成16年3月
	徳島市	徳島市環境基本計画	平成14年
	阿南市	阿南市環境基本計画	平成10年
	鳴門市	鳴門市環境基本計画	平成16年3月予定
四国	香川県	香川県環境基本計画	平成13年
	高知県	高知県環境基本計画	平成9年
	愛媛県	愛媛県環境基本計画	平成7年

※環境基本計画の策定状況については、環境省ホームページ（地域環境行政支援情報システム：<http://www.chie-no-wa.com/>）で随時更新されている。また、県内における策定状況については、徳島県県民環境部環境局循環型社会推進課まで。

平成 16 年 3 月策定の「徳島県環境基本計画」では、望ましい環境像として「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を、その実現のための長期的目標として「人と自然との共生」「循環を基調とする健全な社会の実現」「地球環境保全への貢献」「参加と協働による環境保全への取組」「環境保全・創造への基盤づくり」の 5 つを掲げている（図 2-1）。

特に「環境保全・創造への基盤づくり」では、公共工事等の計画や実施に際しての環境配慮のための制度等の充実を図り、あらゆる場面に環境負荷を最小限に抑制するような環境配慮の考え方が織り込まれるような仕組みづくりを進めるものとしている。「徳島県公共事業環境配慮指針」は、県環境基本計画が掲げる長期的目標の達成に向けた重要な取り組みとして位置づけることができる。

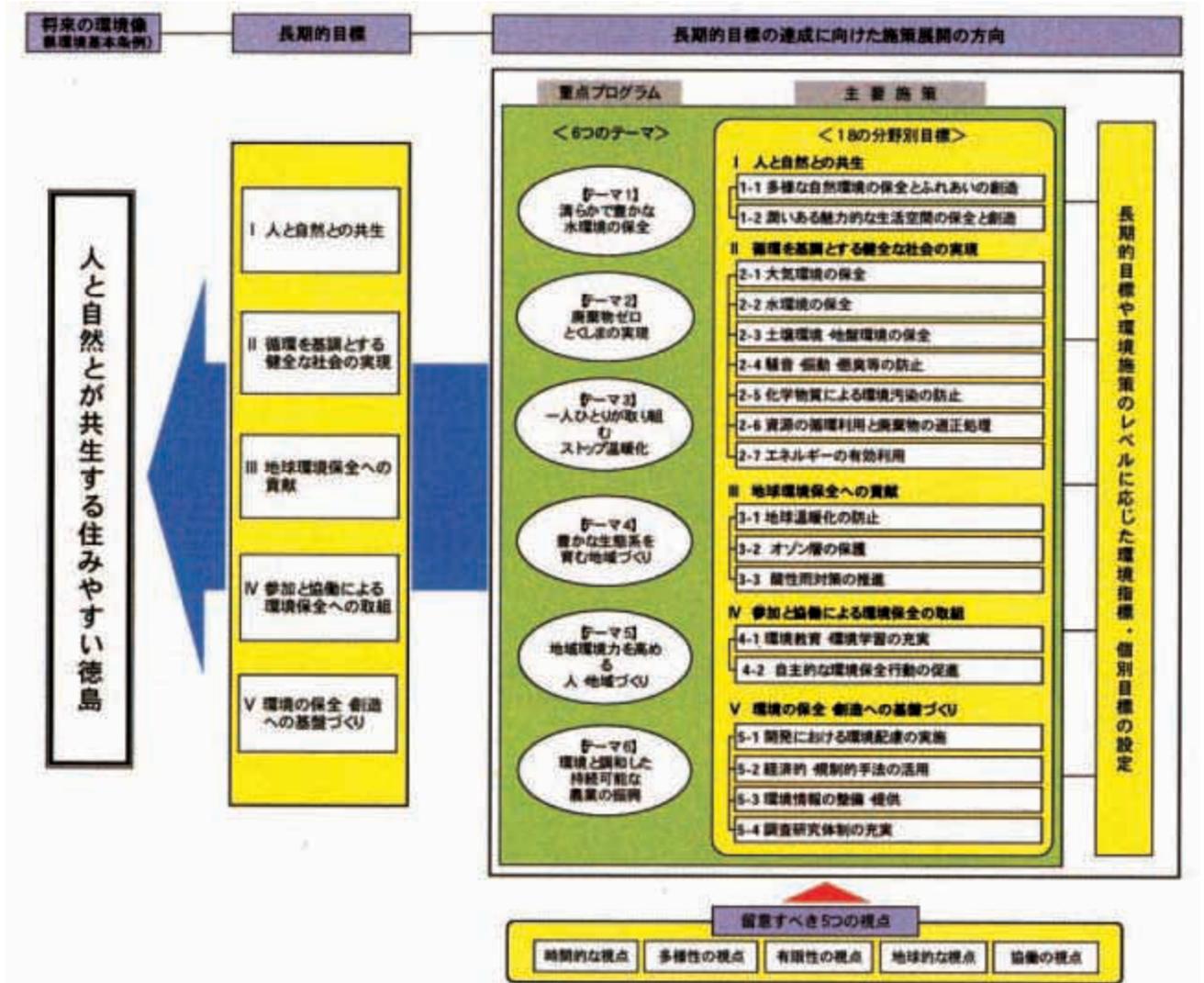


図 2-1 徳島県環境基本計画の施策体系

(2) 緑の基本計画

緑の基本計画とは、都市緑地保全法に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、都市公園の整備など都市計画に基づく事業や制度を対象とするだけでなく、都市計画制度によらない道路や河川などの公共空間の緑化、下水道施設、学校などの公共公益施設の緑化、民有地における緑地の保全や緑化、さらには緑化意識の普及啓発などソフト面の施策も含めた、都市の緑に関する総合的な計画である。

したがって、事業が行われる地元市町村の「緑の基本計画」の内容について把握する必要がある。

県内市町村における緑の基本計画の策定状況は、以下のとおりである。

表 2-2 徳島県内における緑の基本計画策定状況

策定主体	計画の名称	策定年
徳島市	徳島市緑の基本計画	平成 14 年 4 月
阿南市	阿南市緑の基本計画	平成 11 年 12 月
北島町	北島町緑の基本計画	平成 9 年 2 月
脇町	脇町緑の基本計画	平成 9 年 11 月

(平成 15 年 3 月 31 日現在)

2.2 国、県及び市町村の環境に関する法規制の確認

事業地域及びその周辺における自然公園等の指定状況など、国、県及び市町村における環境に関する法規制等の内容について把握し、当該地域の法規制等の内容に応じ、事業計画や環境対策について、十分に検討を行う。

公共事業の計画、設計等にあたり、事前に把握すべき主な環境関連法令を巻末に整理した。環境関連法令は、自然環境保全に係る法令、公害対策に係る法令、土地利用に係る法令及びその他の法令に大別することができる。本節では、この中から、自然環境保全に係る法令を代表する徳島県自然環境保全条例、自然公園法、徳島県立自然公園条例及び鳥獣保護法に基づく指定地域に関する本県の状況を整理する。

表 2-3 法令

法令名	指定地域等
徳島県自然環境保全条例	県自然環境保全地域
自然公園法、徳島県立自然公園条例	国立公園、国定公園、県立自然公園
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区
都市緑地保全法	緑地保全地区
都市計画法	
徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	保存樹木、保存樹林
都市公園法	都市公園
河川法	河川区域
海岸法	海岸保全区域
文化財保護法、文化財保護条例	史跡、名勝、天然記念物

(1) 自然環境保全地域

県下の原生状態に近い自然を現在及び将来予測される自然破壊から保護するため、自然環境保全条例に基づいて指定されている地域である。

県内の自然環境保全地域の指定状況は、下表のとおりである。

表 2-4 徳島県内の自然環境保全地域

名称	位置	面積 (ha)		備考	
		指定種別	計		
高丸山 県自然環境保全地域	上勝町の一部	特別地区	20.5	29.0	ブナの原生林
		普通地区	8.5		
野鹿池山 県自然環境保全地域	山城町の一部	特別地区	2.0	10.0	シャクナゲの群生林
		普通地区	8.0		

(2) 自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）

すぐれた自然の風景地として自然公園法に基づいて指定される地域であり、環境大臣が指定する国立公園・国定公園、知事が指定する県立自然公園がある。自然公園においては、自然環境の保護と快適で適正な利用が推進されてきたが、近年の公園地域における生物多様性保全の観点からの問題の進行を背景に、平成 15 年 4 月に「自然公園法」が改正されて、国及び地方公共団体の責務として、「自然公園における生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずること」が追加されている。

県内の国立公園、国定公園及び県立自然公園の指定状況は、下表のとおりである。

表 2-5 徳島県内における自然公園等の指定状況

種 別	名 称	面 積 (ha)		備 考	
		指定種別	計		
国立公園	瀬戸内海国立公園徳島県地域	特別地区	881	1,538	渦潮・鳴門公園・島田島・大坂峠・小鳴門公園
		普通地区	657		
国定公園	剣 山	特別地区	15,980	18,176	剣山・富士の池・一の森・三嶺・夫婦池・ジロウギユウ・大歩危・小歩危・祖谷溪・竜ヶ岳・腕山・深淵
		普通地区	2,196		
	室戸阿南海岸	特別保護地区	92	3,740	津ノ峰・北ノ脇海岸・蒲生田岬・橘湾・田井ノ浜・薬王寺・千羽海崖・阿波大島海中公園地区・八坂八浜・水床湾・阿波竹ヶ島海中公園地区
		特別地区	3,643		
	普通地区	5			
	計			21,916	
県立自然公園	箸 蔵	普通地区	1,183	1,183	雲辺寺・箸蔵寺・美濃田の淵
	土柱高越	普通地区	1,586	1,586	土柱・高越山・船窪ツツジ公園
	奥宮川河内谷	普通地区	1,325	1,325	宮川内ダム・御所神社
	大麻山	普通地区	1,309	1,309	大麻山・大麻比古神社
	東山溪	普通地区	3,724	3,724	中津峰山・丈六寺・徳円寺・鶴林寺・太竜寺・鷲敷ライン・一の宮城跡
	中部山溪	普通地区	5,681	5,681	川口ダム・長安口ダム・沢谷・古堂山・轟の滝・神通滝・雨乞いの滝・焼山寺・殿川内
	計			14,808	
合 計				38,262	

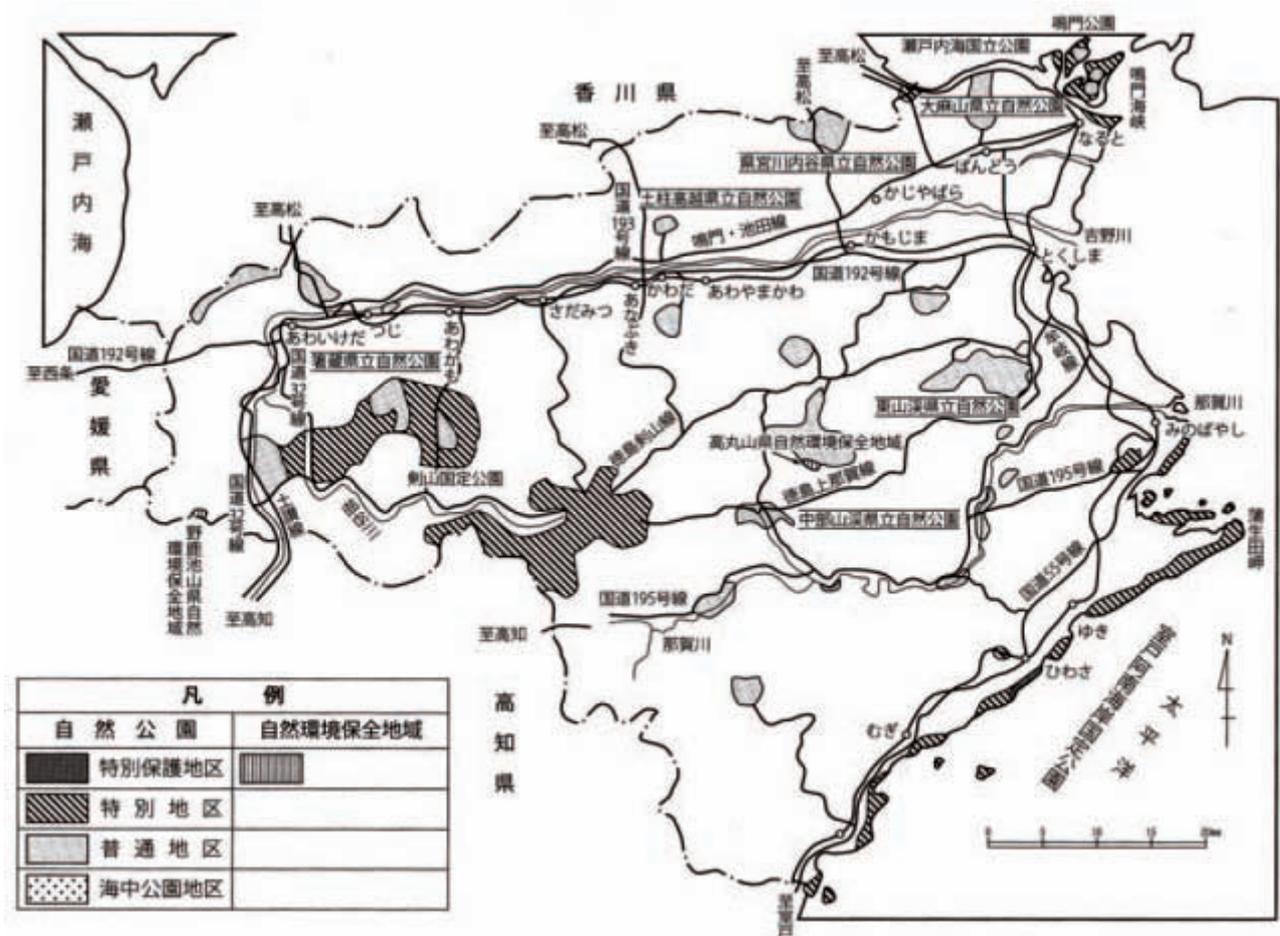


図 2-2 自然公園及び自然環境保全地域位置図

(3) 鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を目的として、環境省及び県による鳥獣保護区の設定を行っている。鳥獣保護区内では、野生鳥獣の捕獲が禁止され、また、特別に鳥獣の保護繁殖を図ることが必要な場合には、鳥獣保護区内に特別保護地区を指定している。特別保護地区内で水面の埋め立て又は干拓・立木竹の伐採、工作物の設置等を行う場合は、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。県内の鳥獣保護区面積は、県土面積の約 5.7% を占めている。

公共事業の実施においては、特別保護地区の周辺地域においても、十分な配慮を行う必要がある。

表 2-6 鳥獣保護区の指定状況

国設鳥獣保護区	国設鳥獣保護区 特別保護地区	県設鳥獣保護区	県設鳥獣保護区 特別保護地区
1 箇所	1 箇所	54 箇所	22 箇所
8,330ha	995ha	15,250ha	1,834ha

(平成 12 年 11 月現在)

2.3 事業地域の「とくしまビオトープ・プラン」における位置づけの確認

「とくしまビオトープ・プラン」の内容を理解し、事業地域及びその周辺の「とくしまビオトープ・プラン」における位置づけを確認する。

事前調査及び環境配慮の目標を設定する際には、事業地域及びその周辺が、どのビオトープタイプに属するかなどのことを把握し、的確なものとなるよう努める。

「とくしまビオトープ・プラン」は、「ふるさと自然ネットワーク構築事業」の一環として、さまざまな野生動植物の生息・生育空間を意味する「ビオトープ」の保全と復元、創出の方針と方法を示すことにより、県・市町村・県民・NGO・NPO・民間団体・事業者の協働のもと、徳島の自然を将来世代によりよい形で伝えることを目的として、平成14年3月に策定、平成15年3月に改訂版が発行されたものである（主管課：徳島県 県民環境部環境局 自然共生室）。

本プランにおいては、野生動植物の生息・生育に配慮した事業を行ううえで、最低限把握すべきビオトープやビオトープネットワークの考え方、及び徳島県でビオトープを保全と復元、創出していくうえでの基本的な考え方、方向性が整理されているほか、以下のような具体的な事項についても詳述されている。

- 徳島県におけるビオトープの現況
- 目標設定のための指針
- 地域類型別の指針
- ビオトープタイプ別の指針
- 主体別の指針（具体的なステップも含む）
- 地域ビオトーププランの例
- ビオトープの保全・復元・創出の考え方の例
- プランづくりのチェックリスト
- 広域ビオトープネットワーク方針図（縮尺1：350,000）
- ビオトープネットワーク方針図（縮尺1：100,000）（自然共生室において全県分を保管）

「地域類型別の指針」、「ビオトープタイプ別の指針」では、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある公共事業の計画・設計等にあたっては、事業地域及びその周辺が、「とくしまビオトープ・プラン」に示すどの地域類型、どのビオトープタイプに属するか、また、広域ビオトープネットワーク方針図等において、どう位置づけられているかをまず確認し、ビオトープネットワークの拠点や回廊に位置している場合には、環境影響の回避・低減を検討することが必要である。

また、過去に環境が損なわれた河川等に対して、地域の環境特性や社会特性等を踏まえながら、環境に対してプラスの影響をもたらす環境の改善・再生を目的とした事業の実施にあたっては、「とくしまビオトープ・プラン」の考え方を理解し、「主体別の指針」に示された公共事業におけるビオトープの保全と復元・創出を行う際の考え方や段階を追った取り組みの手順が参考となる。

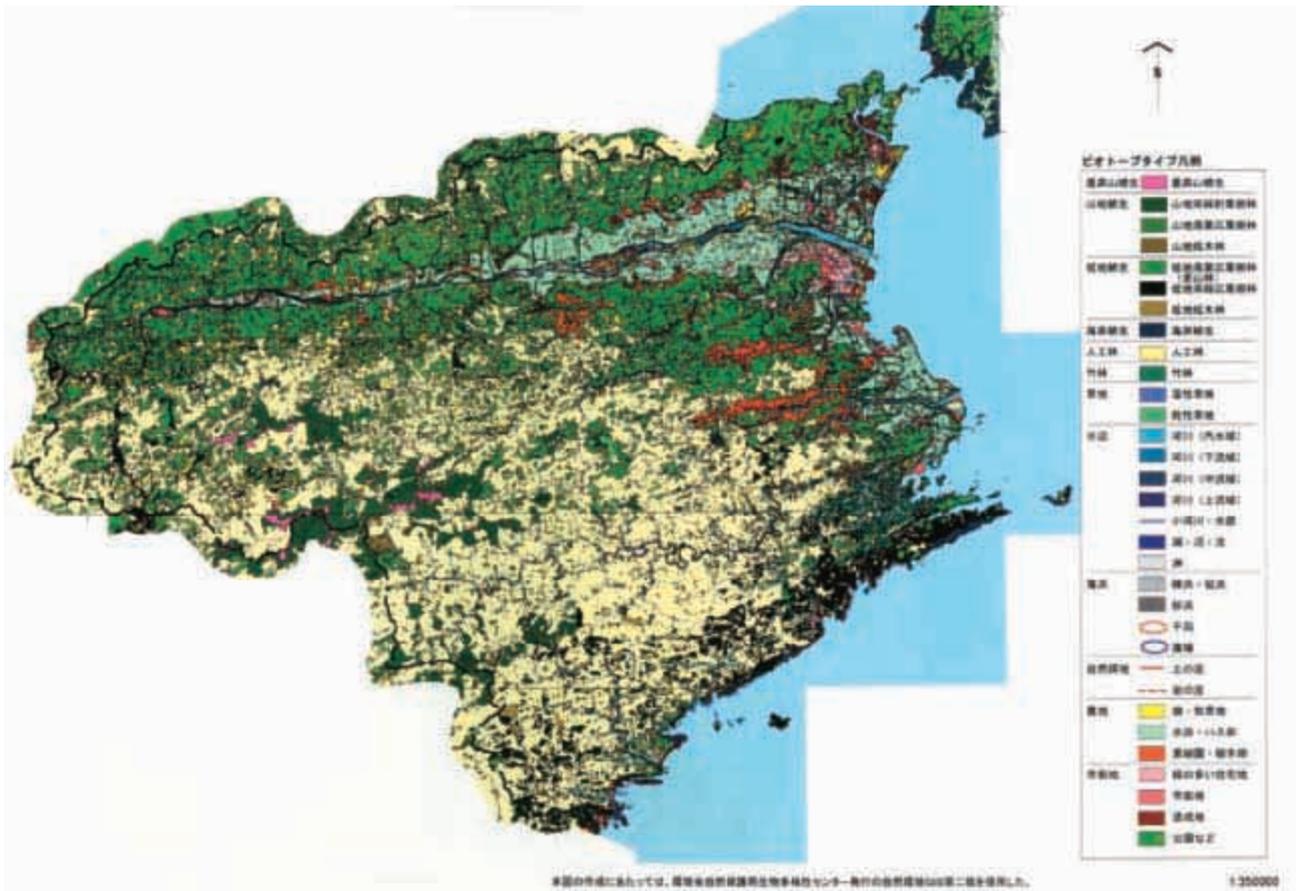


図 2-3 ビオトープタイプ現況図 (縮尺 1 : 350, 000)

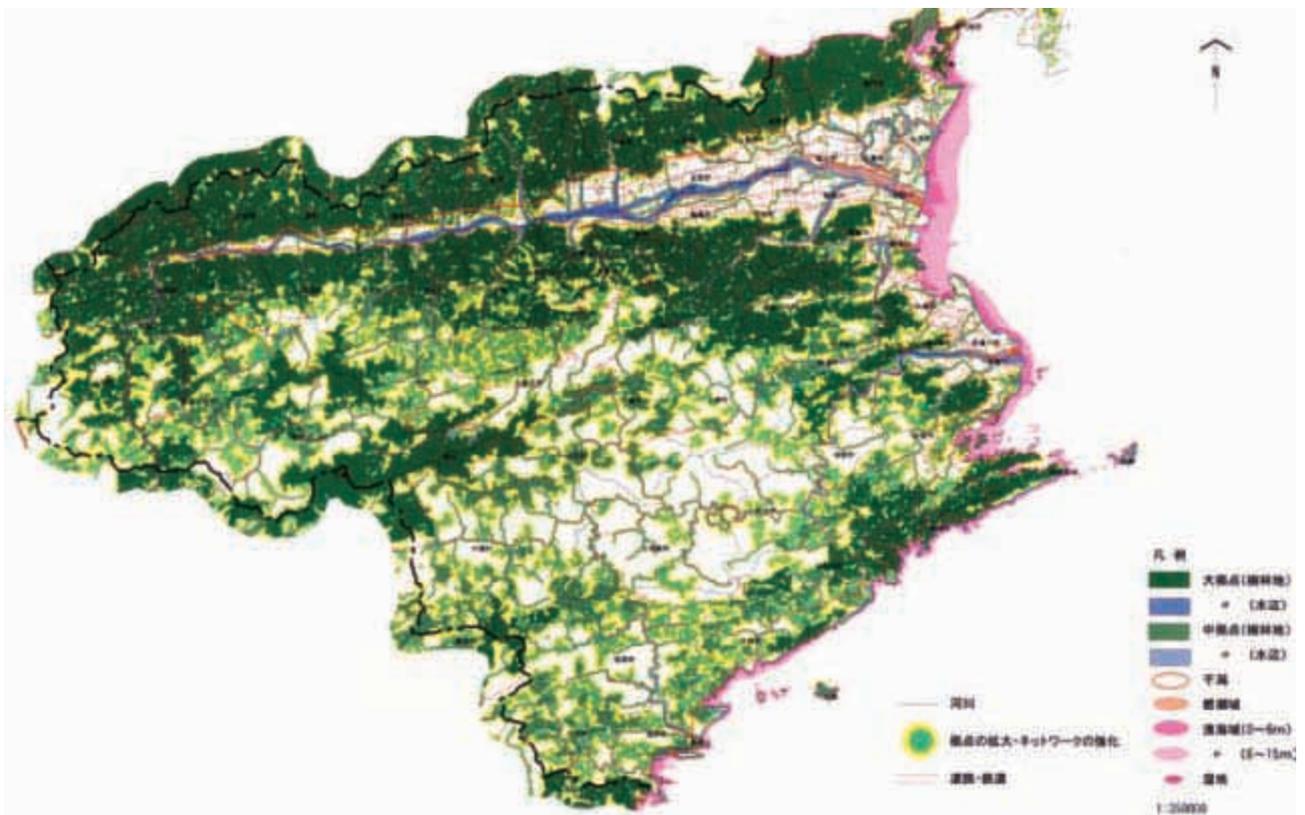


図 2-4 広域ビオトープ・ネットワーク方針図 (縮尺 1 : 350, 000)

(出典) とくしまビオトープ・プラン 第 2 版 「自然との共生をめざして」 徳島県 2003 年

2.4 希少野生動植物の有無の把握

事業地域及びその周辺に、希少野生動植物が生息・生育しているかどうかを確認する。ここでいう希少野生動植物とは、国のレッドリスト、レッドデータブック掲載種、徳島県版レッドデータブック掲載種及びそれらに掲載されていないものの個体数が少ない野生動植物をいう。

県境に近い地域においては、隣接県のレッドデータブック掲載種についても、併せて把握するよう努める。

希少野生動植物の有無の把握にあたっては、文献調査をはじめ、地元市町村、環境配慮アドバイザー等の専門家及び NGO・NPO への情報提供の依頼によるとともに、現地調査の実施に努める。

希少野生動植物の生息・生育が確認された場合は、当該種の保護を環境配慮の目標に位置づけ、適切な対応を図る。

レッドリスト及びレッドデータブックに掲載されている野生動植物は、策定主体である国、県それぞれの視点から絶滅が危惧される種であり、事業地域でその生息・生育が確認された場合は、基本的に保全する方向で、対応を検討する必要がある。

(1) 国のレッドリスト及びレッドデータブック

国のレッドリスト及びレッドデータブックの作成状況、分類群ごとの掲載種数及び各カテゴリーの解説は下表のとおりである。

表 2-7 動物に関する国におけるレッドリスト及びレッドデータブックの作成状況

分類群	レッドリスト	レッドデータブック
哺乳類	平成 10 年 6 月 12 日公表	平成 14 年 3 月刊行
両生類、爬虫類	平成 9 年 8 月 7 日公表	平成 12 年 2 月刊行
鳥類	平成 10 年 6 月 12 日公表	平成 14 年 7 月刊行
汽水・淡水魚類	平成 11 年 2 月 18 日公表	平成 15 年 5 月刊行
昆虫類	平成 12 年 4 月 12 日公表	(※)
甲殻類等	平成 12 年 4 月 12 日公表	(※)
陸産貝類	平成 12 年 4 月 12 日公表	(※)
淡水産貝類	平成 12 年 4 月 12 日公表	(※)
クモ形類・多足類等	平成 12 年 4 月 12 日公表	(※)

(※) 現在、国において作成準備中。(平成 16 年 3 月現在)

表 2-8 植物に関する国におけるレッドリスト及びレッドデータブックの作成状況

分類群	レッドリスト	レッドデータブック	植物 RDB 種公開種一覧
維管束植物	平成 9 年 8 月 28 日公表	平成 12 年 7 月刊行	平成 13 年 7 月 24 日公開
維管束植物以外	平成 9 年 8 月 28 日公表	平成 13 年 1 月刊行	—

表 2-9 国のレッドリスト・レッドデータブックにおける分類群ごとの掲載種数（動物）

分類群	評価対象種数	絶滅	野生絶滅	絶滅危惧Ⅰ類		絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧種	情報不足	絶滅のおそれのある地域個体群
				I A 類	I B 類				
哺乳類	約 200	4	0	32		16	16	9	12
				12	20				
鳥類	約 700	13	1	42		48	16	15	2
				17	25				
爬虫類	97	0	0	7		1	9	1	2
				2	5				
両生類	64	0	0	5		9	5	0	4
				1	4				
汽水・淡水魚類	約 300	3	0	58		18	12	5	14
				29	29				
昆虫類	約 3 万	2	0	63		76	161	88	3
陸・淡水産貝類	約 1 千	25	0	86		165	206	69	5
クモ類・甲殻類等	約 4, 200	0	1	10		23	31	36	0
動物小計		47	2	303		366	456	223	42

表 2-10 国のレッドリスト・レッドデータブックにおける分類群ごとの掲載種数（植物等）

分類群	評価対象種数	絶滅	野生絶滅	絶滅危惧Ⅰ類		絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧種	情報不足	絶滅のおそれのある地域個体群
				I A 類	I B 類				
維管束植物	約 7 千	20	5	1, 044		621	145	52	0
				564	480				
蘚苔類	約 1, 800	0	0	110		70	4	54	0
藻類	約 5, 500	5	1	35		6	24	0	0
地衣類	約 1 千	3	0	22		23	17	17	0
菌類	約 16, 500	27	1	53		10	0	0	0
植物小計		55	7	1, 264		730	190	123	0

表 2-11 国のレッドリスト・レッドデータブックにおけるカテゴリー

「絶滅（EX）」 我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
「野生絶滅（EW）」 飼育・栽培下でのみ存続している種
<絶滅危惧＝絶滅のおそれのある種> 「絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）」 絶滅の危機に瀕している種 「絶滅危惧ⅠA類（CR）」 ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 「絶滅危惧ⅠB類（EN）」 ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種 「絶滅危惧Ⅱ類（VU）」 絶滅の危険が増大している種
「準絶滅危惧（NT）」 現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
「情報不足（DD）」 評価するだけの情報が不足している種
付属資料「絶滅のおそれのある地域個体群（LP）」 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

近年、上記レッドリスト、レッドデータブック以外にも、植物群落、地形及び土壌について、全国的な目で見たいレッドデータブックが作成されるなど、レッドデータブックの作成対象分野が広がりをみせている。今後は、こうしたレッドデータブックについても事前にその内容を確認し、事業地域に希少な植物群落、地形、及び土壌が存在する場合には、やはり基本的に保全する方向で対応を検討することが必要である。

(2) 徳島県版レッドデータブック

「徳島県版レッドデータブック」は、平成13年3月に発行されている。分類群ごとの掲載種数及び各カテゴリーの解説は、下表のとおりである。

徳島県版レッドデータブックにおいて、評価の対象とされた脊椎動物は573種であり、その内約26%がレッドデータブックに掲載されている。無脊椎動物については、記録されていない多くの種が県内に生息していることが予想されているが、本書には約200種が掲載されている。対象とした維管束植物は3,500種であり、その内約23%がレッドデータブックに掲載されている。

「絶滅」と断定されたものは、動物・植物合わせて32種、「絶滅のおそれのある種」（絶滅危惧Ⅰ類と絶滅危惧Ⅱ類）は、動物168種、維管束植物689種の計857種となっており、本県において、現在、多くの野生動植物が絶滅の危機に瀕している。

表 2-12 徳島県版レッドデータブック区分及び基本概念

「絶滅 (Extinct)」 (EX) 徳島県ではすでに絶滅したと考えられる種
〈「絶滅危惧」＝絶滅の恐れのある種〉 「絶滅危惧Ⅰ種 (Critically Endangered+Endangered)」 (CR+EN) 絶滅の危機に瀕している種
「絶滅危惧Ⅱ種 (Vulnerable)」 (VU) 絶滅の危機が増大している種
「準絶滅危惧種 (Near Threatened)」 (NT) 現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては、「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
「情報不足 (Data Deficient)」 (DD) 評価するだけの情報が不足している種
「地域個体群 (Threatened Local Population)」 (LP) 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
「留意 (Advertence Needed)」 (AN) 現時点では絶滅の危険度は小さいが、生息条件の変化によっては、上位のランクに移行する可能性があるもの。 絶滅の危険度は高くないが、生息に特定の環境条件が必要なもの。 徳島県固有種、分布局限種など

表 2-13 徳島県版レッドデータブック掲載種数一覧

カテゴリー 分類群	絶滅	絶滅危惧			準絶滅危惧	情報不足	地域 個体群	留意	計	対象種	
		絶滅 危惧 Ⅰ類	絶滅 危惧 Ⅱ類	小計							
脊椎動物	哺乳類		2	1	3	5		1	9	40	
	鳥類		16	24	40	32	2		74	328	
	爬虫類		1	3	4	4			8	17	
	両生類		1	4	5	1			6	17	
	淡水・汽水魚類	1	10	6	16	13	4	20	54	171	
	小計	1	30	38	68	55	6	1	20	151	573
無脊椎動物	昆虫類	1	34	13	47	33	3	2	8	94	4,000 ※
	その他		25	28	53	28	20	7	108	1,366	
	小計	1	59	41	100	61	23	2	15	202	5,366
動物計	2	89	79	168	116	29	3	35	353	5,939	
維管束植物	30	533	156	689	19	73	3		814	3,500 ※	
合計	32	622	235	857	135	102	6	35	1,167	9,439	

※掲載種選定時点における種数

(3) 調査の方法

希少野生動植物の有無の把握にあたっては、①文献調査をはじめ、②地元市町村、環境配慮アドバイザー等の専門家及びNGO・NPOへの情報提供の依頼（ヒアリング調査）によるとともに、③現地調査の実施に努めることが重要である。

文献調査、ヒアリング調査及び現地調査の概要を以下に示す。

1) 文献調査（既存資料による調査）

事業地域及びその周辺に関して、既に書籍や論文、報告書、図面等の形に取りまとめられている資料を収集、整理、分析する。文献調査により得られた情報は、現地調査を効果的かつ的確なものとするうえでも重要な資料となる。既存資料としては、例えば次のようなものがある。

①環境影響評価法・徳島県環境影響評価条例に基づく調査報告書

事業地域及びその周辺において、過去に環境影響評価法・徳島県環境影響評価条例に該当する事業が行われている場合、調査が実施され報告書として取りまとめられている。（※事業の実施時期によっては報告書が作成されていないこともある）

②市町村等の各種調査報告書

事業地域の属する市町村が、行政区域内で何らかの関係で調査を行っていることがある。こうした資料については、必ずしも冊子として普及していない場合もあることから、当該市町村の担当課（都市計画関係、土木・建築関係、環境関係、農林水産業関係等）に問い合わせる必要がある。

③市町村の各種計画書

事業地域の属する市町村が発行する環境配慮に係る計画（環境基本計画、緑の基本計画、都市計画マスタープラン、田園環境整備マスタープラン等）には、各市町村の環境の概要に関するデータが掲載されていることが多いほか、場合によっては重要な環境等についての記述がされていることもある。

④市町村史

多くの市町村が発行している市町村史には、当該市町村の歴史・文化のみならず、地形・地質、気候、自然環境などについて概要が記載されていることが多い。

⑤希少野生動植物等に関する各種既存の調査データ

環境省が実施している「自然環境保全基礎調査」、徳島県版レッドデータブックの作成にあたって収集・整理した資料など。こうしたデータについては、将来的に情報検索ができるシステムが構築されていく可能性があり、そうした動向との兼ね合いも含め、情報把握に努める必要がある。

【文献調査に関するポイント】

◆動植物に関する過去の分布データから得られる情報等：

- ・環境配慮の目標設定に際しての参考になる。
- ・過去のデータが得られた調査の実施時期（・季節）によっては、事業実施に際して行う現地の調査では得られないデータが得られる可能性がある。（特に生物多様性関連）

◆事業地域周辺における動植物の分布データから得られる情報等：

- ・河川や沿岸域など、事業地域が水の流れてつながっている環境の場合、事業地域そのもののデータでなくても、十分に活用可能なデータであることがある。
- ・周辺地域への環境影響を考慮するのに有効なデータとなる。
- ・鳥類や哺乳類など移動性の高い種の場合、その種の保護を検討するうえで事業地域周辺におけるデータが有効となってくる。

◆人材データの把握：

- ・先にあげた既存資料の作成に係わった人材、団体等を把握する。当該資料の作成を目的とした調査以外でも調査を実施していたり、当該資料に未掲載の情報を持っている可能性が高いため、こうした人材、団体に対するヒアリング調査などにより、有益な情報が得られることがある。

2) ヒアリング調査（専門家、地域住民、NGO・NPO等）

文献調査や現地調査などは、いずれも限られた時期・場所・対象に関する調査であることが多く、事業地域の環境を把握するには限界がある。その限界を埋める調査として、事業地域の環境の状況をよく知る専門家、地域住民、NGO・NPO等へのヒアリングによる情報収集が挙げられる。

調査にあたっては、個別にヒアリングを行うほかに、調査・計画段階から地域住民やNGO・NPO等と呼びかけ、ワークショップなど一般に公開した形で情報収集を行うという方法も考えられる。ワークショップは、事業地域及びその周辺の環境情報のほかに、その地域に関心を持つ個人、団体が、どのような意向を持っているかを把握するうえで、また事業過程や工事終了後の協力体制の確立がスムーズになるという点からも、有効な手法といえる。

3) 現地調査

事業地域及び周辺に実際に入り行う調査。環境保全措置を検討するうえで、一般に、最も重要な根拠となるデータが得られる調査となる。具体的な調査方法は、対象とする種、分類群等によって異なる。下表に野生動植物に関する現地調査の代表的な調査方法、調査時期（目安）を示す。

現地調査については、また、計画、設計段階における事前調査、施工段階、維持管理段階におけるモニタリング調査（事後調査）の2つに大別することができる。各段階ごとの調査の必要性、調査の方法については、文献調査や環境配慮アドバイザー等へのヒアリング調査の結果をもとに、最も効果的な調査のあり方を事前に十分に検討するとともに、事業進行中においても、適宜必要に応じ追加調査を行うなど、柔軟な対応（順応的管理）を図っていくことも重要である。

表 2-14 野生動植物に関する代表的な現地調査の方法

調査区分		調査方法	調査時期（目安）	備考
植 物	植物相 (フロア)	現地踏査	年4回（早春、春、夏、秋）	3月に早春調査
	群落構造	植物社会学的方法	植物繁茂期	
	群落分布	空中写真判読 現地踏査	随時	相観植生 植生図：1/5,000程度
動 物	哺乳類	現地踏査フィールドサイン調査	年4回（四季）	
		捕獲調査	年2回（春季、秋季）	
	鳥類	任意観察	年5回（四季、6月）	6月は繁殖状況調査
		ラインセンサス法	年4回（四季）	早朝調査
		猛禽類繁殖調査	早春（3～4月）	猛禽類の営巣・繁殖確認
	両生類	現地踏査	年4回（早春、初夏、夏、秋）	早春：サンショウウオ、カエル類産卵、初夏：モリアオガエル
	爬虫類	現地踏査	年3回（春、夏、秋）	
	昆虫類	任意採集	年4回（春、6月、夏、秋）	6月：ホタル類夜間調査
		ベイトトラップ	年3回（春、夏、秋）	ほふく性昆虫対象
ライトトラップ		年3回（春、夏、秋）	走光性昆虫対象	
水 生 生 物	魚類	任意採集 トラップ採集	年4回（四季）	
	底生動物	任意採集 コドラード	年4回（四季）	
備 考	生物多様性に関する環境配慮を実施するためには、事業地域及び周辺の動植物の現況を把握することが必要である。特に、重要な種の生息・生育が推測されたり、事前調査によって分かっている場合には、より詳細な調査を行う必要がある。			

(出典) 現場技術者のための環境共生ポケットブック 竹林征三・原田実 1999年 より作成

2.5 地域の歴史、文化などの把握

大気環境・水環境・生物多様性等の自然的状況はもとより、事業地域及びその周辺の歴史・文化・地域コミュニティ等の社会的状況の把握に努め、それらとも調和した計画・工法を採用するなど、地域の歴史・文化等を保全し生かした事業内容とする。

文化財の把握はもとより、事業地域及びその周辺の歴史、文化、地域コミュニティ等の社会的状況を把握し、それらを尊重し保全するという意味での環境配慮を行う必要がある。

地域の歴史、文化などを把握し、地域の伝統技術、地域素材、伝統的なデザインなどを取り入れた土木構造物等を整備することによって、それが地域にとって新たな景観資源等となり、地域の魅力づくりに寄与し、地域住民にとってより親しまれる施設につなげていくことが可能となる。

表 2-15 徳島県がこれまでに実施している文化財基礎調査
(県教育委員会文化財課資料)

	調査名	期間
国庫補助事業に基づく調査	天然記念物緊急調査	昭和 44 年
	阿波の民家緊急調査	昭和 48 年～ 50 年
	徳島県民俗文化財緊急調査	昭和 52 年～ 53 年
	二ホンカモシカ生息調査	昭和 57 年
	徳島県の近世社寺建築調査	昭和 63 年～平成元年
	徳島県「歴史の道」調査	平成 10 年～ 12 年
県単独事業として実施した調査	眉山周辺の古墳	昭和 39 年
	阿波の石造文化財	昭和 51 年
	徳島県天然記念物（地質・社寺林）調査	昭和 58 年
	阿波の用水調査	平成 5 年

□そのほか、事業地域における歴史、文化を把握するうえで参考となる資料

- ①文化財（国・県・市町村）指定状況
- ②市史・町史・村史
- ③事業地域が属する自治体の総合計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画等における歴史、文化に関する記述
- ④市町村の木、花、鳥、虫、色

2.6 環境配慮の目標設定

事前調査にもとづき、環境配慮の目標を設定する。その際、モニタリングにより環境対策の効果が検証できるよう、定量的な目標設定に努める。モニタリングの結果によっては、環境保全措置の改善・追加を検討するなど、環境影響の最小化に努める。

環境配慮の目標設定にあたっては、まず、以下の情報を取りまとめ、環境保全措置立案の観点を明らかにすることが重要である。

- ・ 事業特性（緊急性、重要性、位置、規模・構造、影響要因など）
- ・ 地域特性（地形、気象条件、人口、環境保全措置を必要とする環境要素の有無など）
- ・ 徳島県及び地元市町村の環境基本計画等に環境保全に関連する目標や指針が示されている場合には、それらとの整合性
- ・ 環境配慮アドバイザーからのアドバイス、地元市町村、地域住民及び専門知識を有するNGO・NPOの意見等

これらを踏まえ、回避、低減措置又は代償措置をどのように行うかを十分に検討し、環境配慮の目標を設定する必要がある。

環境配慮の目標設定においては、対象とする環境要素のどの部分、どの側面への影響を回避又は低減するための措置であるのか、環境保全措置の対象を明確にする。環境保全措置の対象のうち、事業特性と地域特性を勘案し、予測結果などから影響を特に受けやすいと推定される環境要素については、重点的に検討する。

事前調査の結果により、例えば、徳島県レッドデータブック掲載種であるオオタカの繁殖地が事業地内に見つかった場合等、環境配慮の目標を明確に定められる場合には、環境保全措置の目的を明確にするためにも環境配慮目標を定めることが重要である。また、定量的な目標の設定が可能な場合であれば、モニタリングを実施する場合も考えると、定量的目標設定がより望ましい。こうした明確な環境配慮目標の設定が困難な場合は、環境配慮の方針的なものをもって目標設定とすることもやむを得ない。

【目標設定にあたってのポイント】

- 目標設定に際しては、専門家、地元市町村、地域住民、専門知識を有するNGO・NPO等の意見を聴くことで、資料や理屈だけに捉われない、現場にあった目標設定がより可能になる。
- 設定していた目標の実現が、困難となった場合や、施工段階において新たな問題が発生した場合には、状況の変化に応じ目標の見直し・追加を検討する必要がある。

2.7 環境保全措置（ミティゲーション）の順位・内容の検討

環境配慮の内容を具体的に検討する前に、環境保全措置（ミティゲーション）に関する基本的な考え方を十分に理解する。そのうえで、事業特性及び地域特性を踏まえ、事業の段階ごとに、1. 回避、2. 低減、3. 代償の優先順位で、最も効果的な環境保全措置を検討する。

公共事業を実施するにあたり、環境配慮の基本的な考え方として、ミティゲーションの順位・内容について、十分に理解を深めておく必要がある。

ミティゲーション (mitigation) とは、開発の際に環境への影響を回避したり緩和することを指す。ミティゲーションの考え方は、欧米で発達したもので、米国では1969年、環境に関する国の基本法である「国家環境政策法 (NEPA)」の環境アセスメント制度に関連して、ミティゲーションが定められている。ドイツにおいては、1976年に制定された「連邦自然保護法」にミティゲーションにあたる、自然や景観に対する悪影響を抑えるための規定が設けられている。

ミティゲーションの定義について、統一されたものはないが、次の3つのステップで考えることが多い。また、ミティゲーションは、いずれかの方法で対応すればいいというものではなく、次の順位で検討することが重要である。

- ① 事業による影響が及ぶと予測され、環境保全措置を講ずる必要があると判断される環境要素の状態や変化に関し、その影響を「回避」または「低減」するための措置を検討する。
- ② ①による回避または低減措置の効果が十分でないと判断された場合、もしくは不可避の理由により回避または低減措置が不可能であると判断された場合に、はじめて「代償措置」を検討する。

回 避

環境影響を発生させるおそれのある行為の全体または一部を実施しないこと
によって環境影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される
環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避
といえる。具体的には、事業の中止、事業内容の変更（一部中止）、事業地域や
ルートの変更などである。



低 減

低減とは、何らかの手段で環境影響を最小限に抑えたり、発現した環境影響
を何らかの手段で修正する措置をいう。低減には、具体的には「最小化」、「修正」、
「軽減・消失」といった環境保全措置が含まれる。

「最小化」とは、環境影響を発生させるおそれのある行為の実施の程度または
規模を制限することによって環境影響を最小化することをいう。

「修正」とは、影響を受けた環境を復元することにより影響を修正すること
をいう。

「軽減・消失」とは、環境影響を発生させるおそれのある行為の期間中、環境
の保護及び維持管理により、時間を経て生じる影響を軽減又は消失させること
をいう。



代 償

損なわれる環境と同種の環境を、事業地域内又は事業地域近傍に、その地域
の元々の生態系を維持・回復するという立場から創出することなどにより、損
なわれる環境要素の持つ環境保全の観点からの価値を代償する措置をいう。例
えば、事業の実施により樹林や湿地が消失する場合、消失する環境にみあう価
値の樹林や湿地を新たに創出して、全体としての環境影響を緩和させること
をいう。

「指針」の「4.4.1 環境保全措置の内容・順位」から再掲

環境配慮の観点からは、環境への悪影響を未然に防止すること、低減することが重要である。回避や低減が最も優先すべき対策であり、代償は他の対策がとれない場合の措置として考えるべきものである。

このうち、回避、低減は、事業計画の早期の段階において、地域の環境特性の把握等を行い、立地の選定や計画の内容について検討しなければ、実施が困難な対策と考えられる。とりわけ自然環境については、影響の代償が困難なことから、事業の早期に調査を行い、重要な自然環境の改変の回避、改変量の最小化の検討を行うことが特に重要である。

代償とは、例えば、生物多様性の分野であれば、重要なビオトープが失われることに対して、野生動植物の環境に対する要求を踏まえ水辺環境や樹林地を整備したり、自然とのふれあいの分野であれば、事業地域近傍に、地域住民等にとっての新たな自然とのふれあいの場を整備することなどである。

但し、特に生物多様性の分野において代償措置を講じる場合には、損なわれる環境の重要性、代償措置が実施される場所の元々の環境を考慮し、生態系の回復という広域の視点から行う必要があるのと同時に、その技術的困難さを十分に踏まえた検討が必要である。また、微妙なバランスの上に成り立っている生態系や長い時間をかけて成立した生態系と同等の価値や機能を有する生態系を人為的に創出する事は著しく困難である。代償措置の効果に対する不確実性や代償達成までにかかる時間（消失と代償との時間差）、効果の成否に係る判断基準の不明確さなどを十分踏まえ、また、技術的困難さにも留意しつつ、創出する環境要素の種類、内容、目標に達するまでの時間や管理体制について、十分に検討を行うことが必要である。

2.8 近接事業間の連携

環境保全措置の検討に際しては、事業地域周辺で実施されている他の事業との間で連携を図り、ビオトープのネットワーク化等、環境対策がより効果的なものとなるよう努める。

具体的には、次のような連携が考えられる。

(連携の例)

- 近接する事業間で、環境配慮について共通の認識を有し、環境保全措置を講ずることなどにより、環境配慮の相乗的な効果発揮が期待できる。
- 共同の資機材置き場の設定：資機材置き場として整地される場所のビオトープの消失を最小限に抑えることが可能になる。
- 掘削土や再生骨材等の有効活用：切土・盛土にともなって発生する掘削土や、再生骨材の活用などを事業間で調整することによって、その移動を最小限に抑えるとともに、遠隔地からの持ち込みを回避することが可能になる。(遠隔地からの土壌には、遠隔地の植生種子や生き物等が含まれている可能性があり、持ち込みは望ましくない)

2.9 県民、NGO・NPO及び専門家との協働

環境に関する重要な情報の収集、環境配慮の目標設定、環境配慮の具体的内容の検討、環境に配慮した施設の長期にわたる維持管理及びモニタリングなどについて、県民、NGO・NPO及び環境配慮アドバイザー等の専門家との協働を図る。

環境情報の収集、環境配慮の目標設定、環境保全措置の具体的内容の検討、環境に配慮した施設の維持管理等、公共事業において環境配慮を効率的かつ的確に行うにあたっては、地元市町村と十分協議、調整を図ることはもちろんのこと、県民、専門知識を有するNGO・NPO及び環境配慮アドバイザーをはじめとする専門家との協働を図ることが重要である。

このため、情報提供、意見交換の機会を持つなど、事業実施時のみならず日常的に、相互のコミュニケーションを積み重ねていくことが重要である。

(1) 情報の公開・交流の推進

公共事業に対する県民の認識をさらに高めるためには、公共事業に係る県の取り組み方針、個別事業に関する情報等の公開を推進するとともに、公共事業を通じて様々な交流（情報、人材等）を推進することが重要である。

このため、県ホームページを情報発信・交流拠点としてさらに有効に活用するとともに、県内各種公共施設や地域の大学や民間団体等との連携を、これまで以上に進める必要がある。

(2) 計画段階からの住民参加による事業の実施

事業実施において、ワークショップによる住民参加などにより県民が地域づくり、県土づくりに参加できる機会の創出に努めることも重要なことである。

計画段階からの住民参加を進めることは、住民の意向をより反映した計画とすることはもちろん、事業地域及びその周辺地域の環境に関する情報の収集や事業推進段階における理解・協力、活用・維持管理段階における地域住民やNGO・NPO等との協働を進めるうえで、重要な取り組みといえる。

(3) 維持管理に係る協働

公共事業としては、施設の整備はもちろん、整備後の施設の活用・維持管理のあり方が、施設の機能を十分に発揮させるうえで非常に重要な課題である。維持管理については、新規投資余力が小さくなるなか、今後ますます公共事業に占める比重は大きくなると考えられている。したがって、施設の立地する地域住民やNGO・NPO、市町村等との協働を進めていくことが、公共施設の有効かつ適切な活用、維持管理を図るうえで、重要な視点となっている。

本県では、県とボランティア団体で話し合い、ある一定の範囲を決めて、その範囲の清掃活動をボランティア団体が行うという「アドプト・プログラム」への取り組みを、全国に先駆けて吉野川や神山町の道路などで行ってきている。

県は、平成13年度に「徳島県土木施設アドプト支援事業」を創設し、アドプトプログラムに参加するボランティア団体を支援している。

表 2-16 県内のアドプトプログラムの実施状況（平成 15 年 12 月 31 日現在）

場所	団体数	登録人数（人）	コーディネーター	
吉野川	122	15,625	吉野川交流推進会議	
那賀川	34	2,265	アドプトネットワーク那賀川	
県道	57	1,711	徳島県県土整備部 県土整備政策課	
県管理河川	58	3,485		道路保全課
海岸	3	630		河川課
公園	1	280		港湾課
国道	135	5,712	国土交通省徳島河川国道事務所	
合計	410	29,708		



図 2-5 アドプト・プログラムの標識

2.10 建設リサイクル等の推進

「1. 発生抑制、2. 再使用、3. 再生利用、4. 熱回収、5. 適正処分」という優先順位により、建設リサイクルを適切に推進する。また、地球温暖化の防止のためにも、温室効果ガスの発生抑制等に努める。

(1) 国の取り組み

循環型社会の構築に向けた法体系の整備として、国において平成12年に、循環型社会形成推進基本法、建設リサイクル法及び、グリーン購入法が新たに制定され、廃棄物処理法、再生資源利用促進法が改正された。公共事業においても、これらの法律を踏まえ、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の適正な推進を行い、循環型社会の形成に向けて実行ある取り組みを進めていくことが重要である。

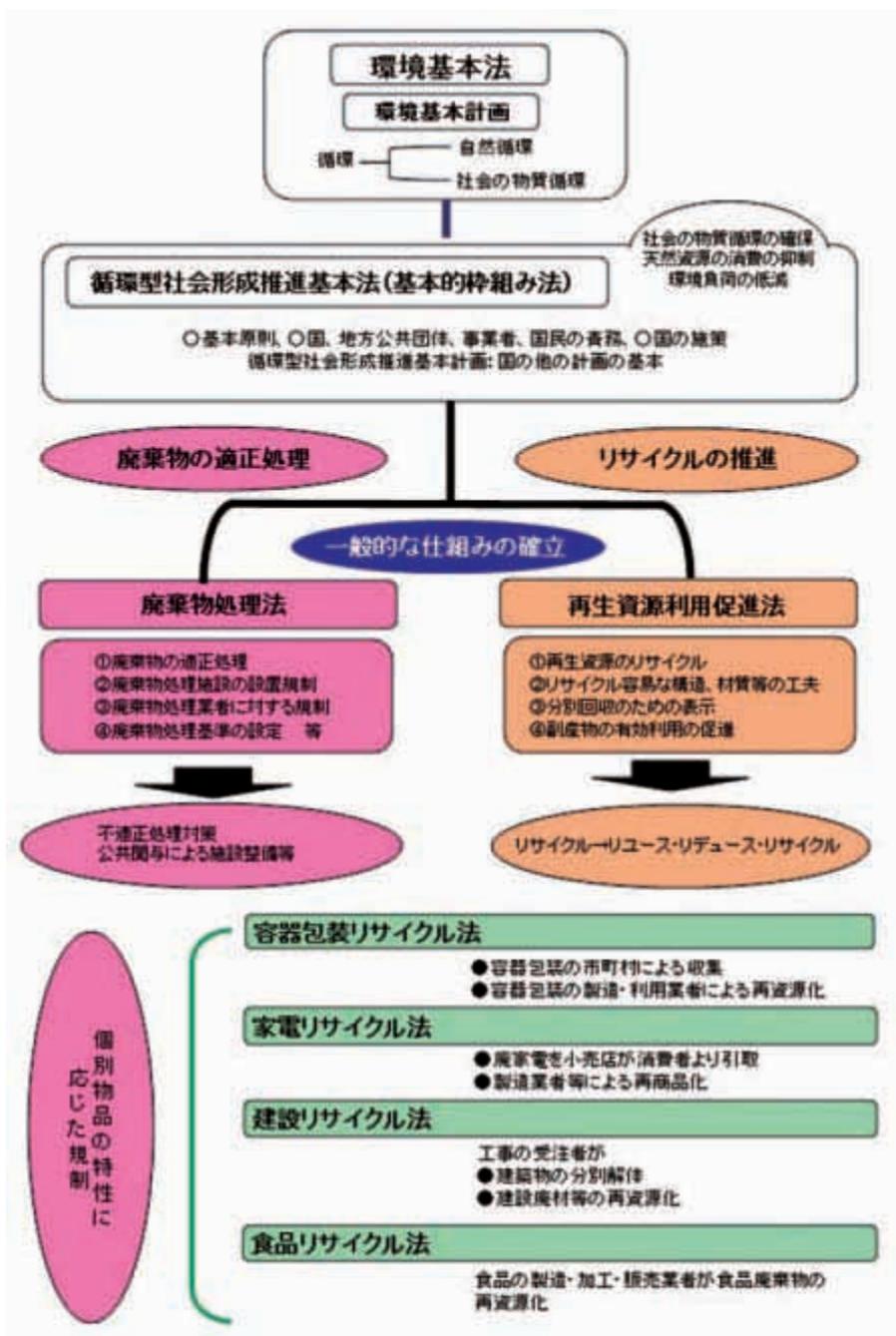


図 2-6 循環型社会の形成の推進のための法体系
(出典) 国土交通省

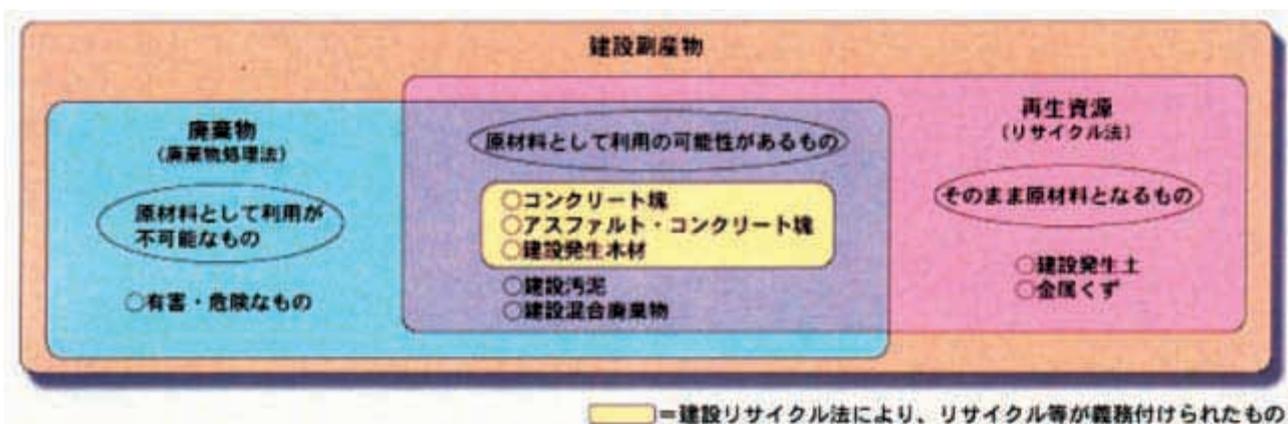


図 2-7 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係

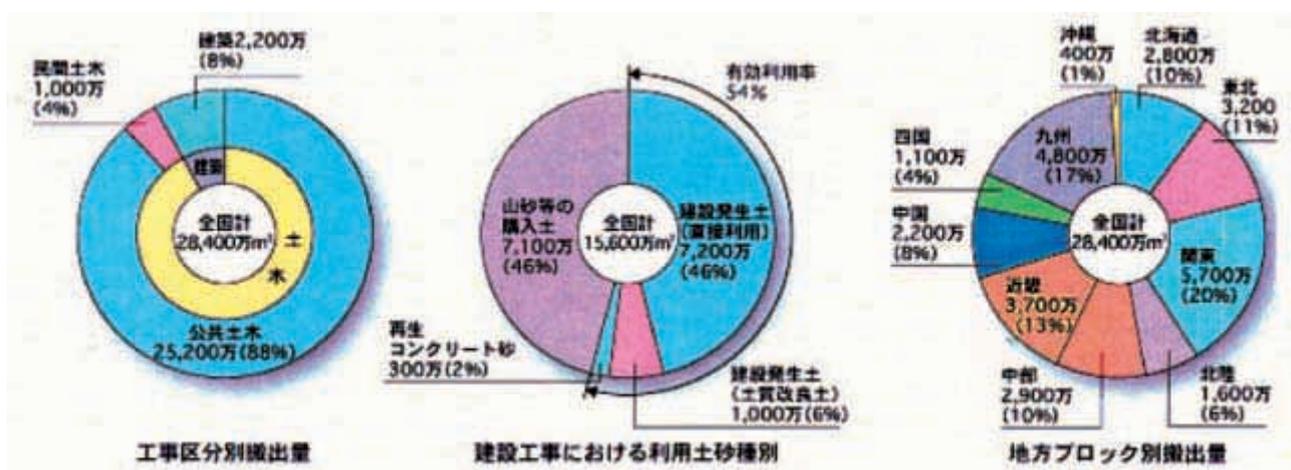


図 2-8 建設発生土（建設副産物実態調査：平成 12 年度）

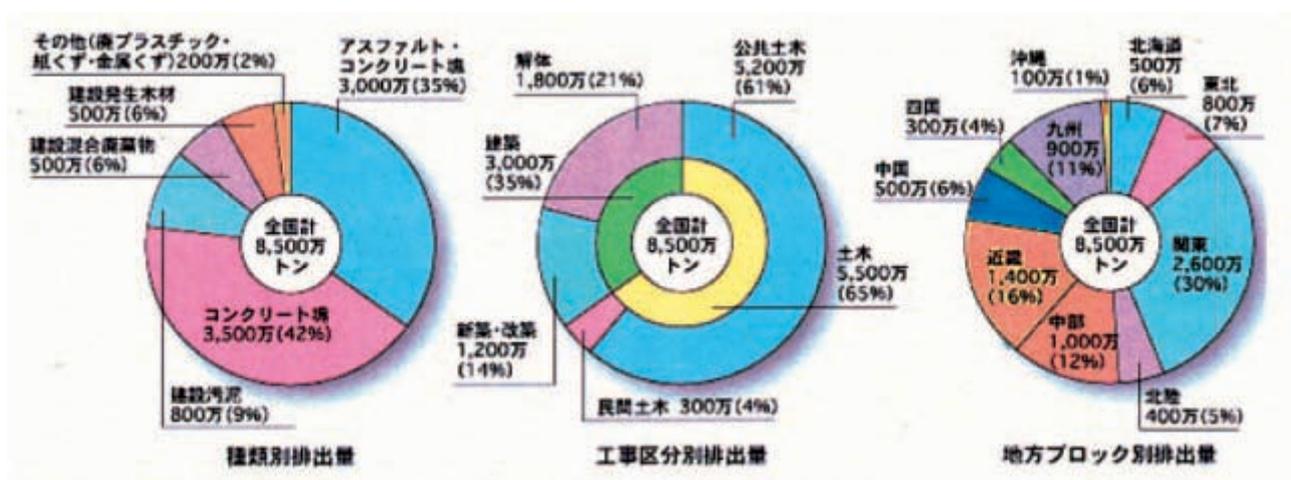


図 2-9 建設廃棄物（建設副産物実態調査 平成 12 年度）

（出典）建設副産物リサイクル広報推進会議、財団法人 先端建設技術センター

建設リサイクル法では、コンクリート等の特定建設資材を用いた一定規模以上の建設工事（解体工事又は一定規模以上の新築工事）については、一定の技術基準に従って、その建築物に使用されている特定建設資材を現場で分別することが義務付けられるとともに、分別解体をすることによって生じた特定建設資材の廃棄物については、再資源化することが義務付けられている。

また、建設リサイクル法では、再資源化等に関する目標や再生資材の利用を促進するための方策を策定することが記されており、これに基づく基本方針が平成13年1月17日に策定された。この基本方針では、廃棄物の発生抑制や資材の再利用についても明記されている。

なお、国土交通省では、循環型社会の構築に向けた法体系が整備されているという状況をうけ、建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策として「建設リサイクル推進計画2002」を平成15年5月に策定している。また、建設副産物のうち、建設発生土等については、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」を平成15年10月に策定している。

各法律の正式名称

- ・建設リサイクル法：「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」
- ・廃棄物処理法：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
- ・再生資源利用促進法：「資源の有効な利用の促進に関する法律」
- ・グリーン購入法：「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」

(2) 四国の取り組み

四国地方においては、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「四国地区建設リサイクル推進計画2002」を平成14年に策定している。本計画は、循環型社会経済システムの構築における建設産業の責務が非常に重いとの認識のもと、建設産業が先導的にリサイクルを推進するための行動計画として策定されており、「建設リサイクル法基本方針」における特定建設資材廃棄物に関する平成22年度の再資源化・縮減目標値を達成するために、当面実施すべき施策として位置づけられている。

国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を計画の対象とし、当面、平成17年度末までに達成すべき目標値を表2-17のように定めている。

特に、国の直轄事業においては、再資源化・縮減を先導する観点から、コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊について、平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを目指している。

表 2-17 計画の目標

	対象品目	平成 17 年度	〈参考〉平成 22 年度
再資源化率	a) アスファルト・コンクリート塊	98%以上 (98%)	98%以上
	b) コンクリート塊	96%以上 (96%)	96%以上
	c) 建設発生木材	60% (38%)	65%
再資源化・縮減率	d) 建設発生木材	90% (83%)	95%
	e) 建設汚泥	60% (41%)	75%
	f) 建設混合廃棄物	平成 12 年度排出量に対して 25%削減	平成 12 年度排出量に対して 50%削減
	g) 建設廃棄物全体	88% (85%)	91%
有効利用率	h) 建設発生土	75% (60%)	90%

() 内は、平成 12 年度の実績値。

注：各品目の目標値の定義は次のとおり。

<再資源化率>

・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊；(再使用量+再生利用量) / 排出量

・建設発生木材；(再使用量+再生利用量+熱回収量) / 排出量

<再資源化・縮減率>

・建設発生木材；(再使用量+再生利用量+熱回収量+焼却による減量化量) / 排出量

・建設汚泥；(再使用量+再生利用量+脱水等の減量化量) / 排出量

<有効利用率>

・建設発生土；(土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量) / 土砂利用量

ただし、利用量には現場内利用を含む。

(3) 本県の取り組み

本県においては、建設リサイクル法の基本方針に即して、「徳島県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」を平成 14 年 3 月に策定している。この指針では、産業廃棄物に占める割合が高い一方で減量が困難なものが多い建設資材廃棄物の排出を抑制し、再資源化等を図るための考え方と取り組みの方向性を明示し、本県の平成 22 年度における再資源化の目標を掲げている。

表 2-18 再資源化等の目標（平成 22 年度目標）

特定建設資材廃棄物	再資源化等率
コンクリート塊	95%
建設発生木材	95%
アスファルト・コンクリート塊	95%

表 2-19 建設副産物の再資源化等率

(単位：%)

	アスファルト・コンクリート塊	コンクリート塊	建設発生木材
徳島県	92	95	81(30)
	99	96	83(48)
四国	97	95	83(50)
	97	96	69(20)
全国	99	98	89(61)
	98	96	83(38)

※上段：平成 14 年度、下段：平成 12 年度

※建設発生木材については、伐木材、除根材等を含む数値。() 内は縮減を除く。

(出典) 国土交通省四国地方整備局

特に県の役割として、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用することが挙げられている。(下表参照)

表 2-20 指針による再資源化等促進方策

	コンクリート	建設発生木材	アスファルト・コンクリート
再資源化等促進方策	破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン等に再資源化を行う。	チップ化して木質ボード、燃料用等の原材料等に再資源化を行う。	破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行い、再生加熱アスファルト混合物等に再資源化を行う。
公共工事での率先利用の方向性	現場から 40 km の範囲内で再生骨材等が入手できる場合は、利用用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性に係わらず利用する。	再生木質ボードの利用、法面緑化材、雑草防止材等への再生木質マルチング材等に利用する。	現場から 40 km 及び 1.5 時間の範囲内で再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、利用用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらず利用する。

また、徳島県では、「徳島県循環資源交換情報システム（リサイクルネット徳島）」を確立し (<http://www.pref.tokushima.jp/recycle.nsf/top>)、廃棄物等を排出している事業者の情報と利用を希望する事業者の情報を県が収集、インターネット上のホームページで情報提供し、事業者間の循環資源の交換を促進している。

